

佐賀県規則第11号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ナ) 略</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</u></p> <p>(ヌ)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（管理地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することによって次に掲げるもの</p> <p>ア～ヌ 略</p> <p>ネ <u>電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物を改</u></p>	<p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ナ) 略</p> <p>(ニ) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</u></p> <p>(ヌ)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（管理地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することによって次に掲げるもの</p> <p>ア～ヌ 略</p> <p>ネ <u>電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改</u></p>

改正前	改正後
<p>築し、又は増築すること（その現況に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。  ノ～ヤ 略  (2)～(10) 略</p>	<p>築し、又は増築すること（その現況に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。  ノ～ヤ 略  (2)～(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。